

# 平成 27 年度 第 1 回長野県環境影響評価条例の改正に関する専門委員会議 会議録

1 日 時 平成 27 年 (2015 年) 5 月 21 日 (木) 13:30~ 16:00

2 場 所 長野県庁議会棟 404, 405 号会議室

## 3 内 容

### ○ 議事

- (1) 専門委員会議の運営について
- (2) 委員長の選出について
- (3) 長野県環境影響評価条例の改正について
- (4) その他

## 4 出席委員 (五十音順)

大 井 基 弘 (委員長職務代理者)

片 谷 教 孝 (委員長)

古 平 隆 一 (委員代理者)

平 林 靖 久

松 村 和 夫 (委員代理者)

## 5 欠席委員 (五十音順)

大久保 富 平

川 上 武

|                        |   |
|------------------------|---|
| 事務局<br>寒河江<br>(県環境政策課) | <p>環境政策課の寒河江と申します。</p> <p>ただいまから、第1回長野県環境影響評価条例の改正に関する専門委員会議を開会いたします。本日は、初めて開催いたします会議となりますので、途中まで事務局が議事進行を務めさせていただきます。</p> <p>最初に、このたびの本会議の委員の委嘱につきまして御報告いたします。本会議の委員には、お手元にお配りいたしました委員名簿のとおりの5名の皆様に、本日付けて委嘱申し上げました。恐縮でございますけれども、お手元に委嘱状をお届けしてございますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、環境政策課長の久保田より御挨拶を申し上げます。</p>   |
| 事務局<br>久保田<br>(県環境政策課) | <p>環境政策課の久保田と申します。</p> <p>委員の皆様方には職務御多忙の中にもかかわらず、この専門委員会議の委員に快く御就任いただきましたこと、また、本日御出席をいただきましたことを重ねて感謝申し上げます。</p> <p>この会議のテーマである長野県環境影響評価条例ですが、平成10年3月に条例を制定し、環境影響評価法と同日の平成11年6月に施行いたしました。法はより大規模な事業を、条例は法が対象としない事業を対象としながら、環境影響評価制度の一体的な運用を図ってきたところです。この条例施行から約16年経過しましたが、この間に平成19年に風力発電を対象事業に加えた他は、大きな条例改正を行わずに今日に至っております。</p> <p>法律につきましては、平成25年に大きな改正がございました。また、近年にはリニア中央新幹線のアセス手続きを実施する中で、当県としても学んだことがございます。また、固定価格買い取り制度により従来想定していなかったような大規模太陽光発電事業が出現しており、こうした新たな形態の大規模開発への対応など、今日的な課題も生じてきており、県としては、条例改正が必要だと考えているところです。</p> <p>委員の皆様方におかれましては大変お忙しい中とは存じますが、条例改正により長野県環境影響評価制度がより充実し、事業者による環境保全への配慮が適切に行われるようにしてまいりたいと考えておりますので、専門的な見地から忌憚のない御意見や御指導を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。</p> |
| 事務局<br>寒河江             | <p>改めまして、委員の皆様を委員名簿の記載順に紹介させていただきます。</p> <p>大井基弘委員です。</p> <p>片谷教孝委員です。</p> <p>平林靖久委員です。</p> <p>本日は、都合により欠席ですが、大久保富平委員、川上武委員の計5名の皆様が本会議の委員となっております。</p> <p>本日の審議におきましては、非公開情報は特段ありませんので、公開とさせていただきます。また、ホームページでの音声の公開、会議録の作成に御協力いただくため、御面倒でも、発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。</p> <p>これより、次第に従いまして、議事に入ります。</p> <p>まず、(1)の専門委員会の運営につきまして御説明いたします。</p>  |
| 事務局<br>仙波<br>(県環境政策課)  | <p>環境政策課環境審査係長の仙波と申します。よろしくお願ひいたします。専門委員会議の運営について御説明する前に、本日の配布資料について御確認させていただきます。</p> <p>皆様の御手元にある会議次第に記載のとおり、専門委員名簿、専門委員会議設置要綱、資料1から資料5までと参考資料1、2を配布させていただいております。</p> <p>資料1の長野県環境影響評価条例の概要についてですが、本県の環境影響評価制度の概要を御理解いただくために作成した資料です。</p> <p>資料2の長野県環境影響評価条例の改正については、条例改正の必要性等をまとめた</p>  |

ものでして、それぞれの具体的な内容について資料3から資料5にお示ししています。また、枝番が付いている資料がございますが、各都道府県・政令市の状況を個別に記載した資料になります。参考資料1が長野県環境影響評価条例の条文になり、委員の方の御手元には条例の施行規則、環境影響評価法も併せて配布しております。参考資料2は太陽光発電の適正な推進のために今年度設けられた連絡会議の資料です。

また、委員の皆様には事前に資料を送付させていただきましたが、資料1、資料5、資料5-1、資料5-3については、申し訳ありませんが一部内容に変更がございます。事前に送付した資料を印刷してお持ちいただいている場合には、御手元に用意している資料を御参照ください。

資料の不足等はありませんでしょうか。よろしければ、専門委員会議の運営について御説明させていただきます。

長野県環境影響評価条例の改正に関する専門委員会議設置要綱を御覧ください。要綱の第3条に記載していますが、本会議を構成する専門委員の皆様方は、長野県環境影響評価条例の規定により任命させていただいています。第4条の規定のとおり、委員長は委員の互選により決めることとなっておりますので、後ほど委員長の選出及び委員長の職務代理者の指名をお願いいたします。要綱第5条第3項には、委員の代理者の出席を認める旨の規定があります。

本専門委員会議について、一部非公開にするということはあまり想定していませんが、資料の内容等でそうしたケースが発生した場合には、その都度会議の場で図って決めていただきたいと思います。本専門委員会議の会議録の作成についてですが、長野県環境影響評価技術委員会と同様に発言した委員の方のお名前を記載した会議録を作成いたしまして、会議を非公開とした場合を除いて会議録を公表したいと考えていますが、そのような取扱いでよろしいでしょうか。特に問題が無いようでしたら、そのような取扱いで会議録の作成・公開を進めさせていただきます。専門委員会議の運営についての説明は以上です。

事務局  
寒河江 続きまして（2）委員長の選出に移らせていただきます。設置要綱第4条第1項の規定によりまして、「専門委員会に委員長を置き、委員が互選する。」と定められておりますので、いかが取り計らえばよろしいでしょうか。

大井委員お願いいたします。

大井委員 片谷委員がよろしいかと思います。

事務局  
寒河江 ただいま大井委員から片谷委員にとの御発言がありましたが、いかがでしょうか。それでは、片谷委員に委員長をお願いすることに決定いたしました。片谷委員長、議長席へお願ひいたします。片谷委員長から御挨拶をお願いしたいと思います。

片谷委員長 御指名をいただきましたので、委員長を務めさせていただきたいと思います。私がこの委員会のメンバーに加えられた理由は、県の環境影響評価の技術委員会の委員長を務めさせていただいており、そこに関わる条例改正であるので、5人のメンバーに入れていただいたということです。これから説明される環境影響評価制度の制定経緯の中で1998年に条例ができていますが、私はその時から委員をしておりまして17年経ちます。

今回の条例改正につきましては、県議会で知事が発言されたことがきっかけであると理解しています。長野県のアセスメントの制度には課題があるということを、私に限らずアセスの技術委員会のメンバーの多くが感じてきたことですので、この機会に少しでも改善できるようにしようと私が技術委員会を代表してここに参加させていただいたという経緯でございます。今回は大変短い期間での審議を必要とする状況であり、知事が既にやりますとおっしゃったこともありますので、秋までには形を作らなければいけないということです。かなり密度が高い審議が必要のため、皆様の御協力をいただきながら短い時間で成果が十分に出せるようにしたいと思います。

|            |   |
|------------|---|
| 事務局<br>寒河江 | ありがとうございました。ここから、設置要綱第5条第1項の規定により、委員長が議長となっていただき、会議の進行をお願いいたします。  |
| 片谷委員長      | <p>承知いたしました。</p> <p>始めに、委員長職務代理者の指名を行います。私が何か突発的な事情で会議に出席できない場合に、代理を務めていただく方を予め指名しておくということが設置要綱に定められていますので、指名をさせていただきます。大井委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。</p>  |
| 大井委員       | はい。承知いたしました。  |
| 片谷委員長      | <p>ありがとうございます。では、御本人から御受託をいただけましたので、大井委員よろしくお願ひいたします。</p> <p>次に、先ほど事務局から説明がありましたように、この専門委員会の設置要綱では、委員が出席できない場合において必要があると認めるときは、委員長は出席委員に諮つて欠席委員の代理者の出席を認めることができることになっています。本日、大久保委員の代理としまして飯島町住民税務課生活環境係長の松村さん、川上委員の代理としまして大町市産業建設部建設課課長補佐の古平さんがお見えいただいておりますので、この会議に代理者として御出席いただきたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>では、御異議がありませんので松村さんと古平さんにこの会議のメンバーとして本日御出席いただきたいと思います。では、委員席にお移りください。では、以降はこの5名で会議を進めていきたいと思います。よろしく御協力の程お願いいたします。</p> <p>委員代理者という呼び方になっていますが、議事録を作成する関係上、そのような呼び方をしなければならなくなっていますので、少し堅苦しい表現になってしまいますが御容赦の程よろしくお願ひいたします。</p> <p>次第に従いまして審議の内容に入っていきたいと思います。</p> <p>まず、議事（3）が本日のメインの議題になります。長野県環境影響評価条例の改正についてということで、事務局から資料1の説明をよろしくお願ひいたします。</p>  |
| 事務局<br>仙波  | <p>資料1の「長野県環境影響評価条例の概要について」を御覧ください。本資料で制度の概要と条例と法との比較、事業の実施状況等を簡単に説明させていただきたいと思います。</p> <p>1ページ目の「1 環境影響評価（環境アセスメント）制度とは」ですが、環境影響評価制度は、事業者が環境に配慮した事業を実施するための手続きを定めたものです。事業の実施を規制したり、事業者に対して許認可を与えたりする制度ではなく、事業者自身による環境への影響に対する配慮を促し、よりよい事業計画につなげるための制度です。</p> <p>2に国と県の環境影響評価制度の制定の経緯が簡単に記載されていますが、長野県においては昭和59年から指導要綱による要綱アセスを実施しておりました。平成11年に法と同時に施行する形で、条例アセスに移行いたしまして、法と条例一体的に運営してきました。平成19年に対象事業に風力発電所を追加する改正を行い、条例については現在に至っています。</p> <p>3に環境影響評価制度の体系を記載していますが、条例と施行規則において手続きを規定しており、実際の技術的事項については、条例の中で技術指針を定めるというようになっておりまして、「長野県環境影響評価技術指針」とそれをさらに具体的に解説した「技術指針マニュアル」を定めております。今回の検討は、条例又は施行規則の改正になりますが、改正内容を受けて技術指針の改正もしていくという流れで考えています。</p> <p>4の対象事業ですが、環境影響評価法では国家的な見地から環境影響評価を行う必要のある事業として、事業の種類や規模から環境影響の程度が大きくなるおそれがある事</p> |

業を全国一律で対象としています。環境影響評価条例では地域の実情に応じて、法対象より小規模な事業や法対象以外の事業種を対象としています。3ページには条例と法が比較できるよう表にまとめています。この表で網掛けになっている部分が、条例と法で異なっている部分です。例えば、長野県独自の事業としましては、表の中ほどに別荘団地の造成がございます。あるいは、スポーツ又はレクリエーション施設の建設として、ゴルフ場やスキー場、その他レクリエーション施設等を対象としており、本県の状況を反映して、このあたりの内容を規定しているというのが大きな違いになっています。廃棄物処理施設につきましても、法では最終処分場のみを対象としていますが、条例ではごみ焼却施設も対象としています。後ほど、事業の実施状況も御説明しますが、最近ではごみ焼却施設の案件が多い状況です。

同じ種類の事業であっても、例えば最終処分場のところを見ていただきますと、法では埋立面積 30ha 以上が対象となっていますが、条例では埋立面積 5ha 以上ということで、法の 6 分の 1 の規模として厳しく規定しています。また、埋立面積だけでなく埋立容量 25 万m<sup>3</sup>以上という形での規定も行っています。

法との違いという部分では、土地区画整理事業について、法では都市計画に定められるものだけを対象にしていますが、条例ではより事業の範囲を広げて、都市計画に定められないものも含むというような形で規定しています。このように法と条例を一体的に運営してきているというのが現状です。

また、表に「第1種事業」、「第2種事業」とありますが、2ページ目に記載があるとおり、第1種事業はその規模に該当した場合、必ず環境影響評価を行わなければならぬ事業です。第2種事業は第1種事業より規模が小さくても、環境保全上で特に配慮が必要と認められる地域において実施される事業であって、具体的には点線の囲みに森林の区域等という記載がありますが、このような地域で行われる事業は規模が小さくても環境への配慮が必要であるということから、第2種事業として定めています。第2種事業の場合は、環境影響評価を実施するかどうかを県知事が判定する仕組みになっています。

次に、4、5ページの「5 環境影響評価の手続きの流れ（条例と法の比較）」です。5ページに具体的な手続きの流れが記載されています。4ページの表に番号が記載されていますが、5ページのそれぞれの番号と一致するようになっています。左側が条例で右側が法となっており、後ほど説明いたしますが、法においては①の手続きで計画段階配慮手続きが導入されていますが、条例では導入されていません。法と条例の共通する部分は②の方法書以降の手続きとなります。方法書というのは、環境影響評価の項目、調査や予測評価の手法等を記載したものです。どんな項目に対してどのような方法で調査を行うかを、事業者はこの段階から公開し、公告縦覧を行い、自治体や住民からの意見を聴きながら方法書を修正します。方法書に対しては、長野県環境影響評価技術委員会で審査を行い、知事意見を述べて、事業者はその知事意見を勘案して調査を実施することになります。通常その調査は1～2年、特に猛禽類等の調査を行なう場合は1シーズン以上の調査を行ない、次の段階である準備書に移ります。

準備書という名称が分かりづらいですが、調査の結果について知事、関係市町村あるいは住民から環境保全の見地からの意見を聞く準備として作成した書類ということで準備書という名称になっています。調査した内容やその結果や評価、環境保全措置としてどんなことを行うかといった内容をまとめたものが準備書です。準備書についても同様に公告縦覧を行いまして、住民の方は準備書に対する意見を提出できます。説明会、公聴会という手続きを経て、最終的に知事が事業者に対して意見を述べまして、その内容を踏まえて準備書を修正したものが、最後の評価書になります。評価書を公告することにより、事前の事業着手前のアセス手続きが終了となり、事業着手が可能となります。1番下の⑫の評価書公告後の報告で、事後調査の状況及び対象事業の実施状況等を記載した報告書を知事へ送付すると書かれていますが、この部分が実際に事業着手の段階になってからの手続となっています。事前の手続とそれ以降の手続という形で、大きく2つに分かれているのが現状のアセス手続の流れです。

6ページの「6 環境影響評価手続の実施状況」です。(1)は条例の対象となる手続の実施状況で8件が対象となっています。事業の種別としては、廃棄物処理施設が5件、道路が2件、途中で事業廃止になりましたが風力発電所が1件となっています。

(2)は県内において、環境影響評価法に基づく手続を実施した案件ですが、以下の3件になります。リニア中央新幹線の案件は評価書の公告手続が終了しています。新姫川第六発電所というのは水力発電所になりますが、これは昨年から実施している案件で、方法書の手續が終わったところになります。1番下の中部横断自動車道は、配慮書手續が終わったところでして、今後方法書の手續に入るところです。下の2件については現在進行中の案件になります。

参考1)ですが、全国における環境影響評価法に基づく手續の実施状況です。全国では合計で321件であり、事業の種類としては発電所が多く、特に風力発電所の割合が大きくなっています。

参考2)ですが、各都道府県別に環境影響評価手續の実施状況をまとめたものです。例えば、東京都は323件と圧倒的に多くなっています。長野県と同じような人口の規模で、立地の状況が似ているようなところを考えると、福島県、新潟県、岐阜県、静岡県などが当てはまります。長野県の条例が8件、法が3件という状況を比べると、他県の方が多い状況です。例えば、福島県の状況を見ると、1つは廃棄物の最終処分場の案件が多く、もう1つは風力発電所の案件が多いという状況になっています。福島県は海がありますので、風力発電については適地が多いということだと思います。また、廃棄物の処分場については、長野県と規模要件は同じですので、そこは長野県が対象の規模が緩くて少ないという訳ではなくて、福島県の方でそういった案件が多いということになろうかと思います。新潟県についても、最終処分場の案件が多いですが、規模要件は長野県と同じ状況です。岐阜県については、一定規模以上の土地の改変というものを対象としていたり、長野県が対象としている送電線路などの案件を対象としたたりしております、そういう案件が多いため数が多いというようになっています。静岡県も長野県より多く、道路や廃棄物処理施設が多い状況ですが、長野県の規模要件が緩いため、静岡県の案件が多くなっているという状況ではありません。

7ページの7の対象とする環境要素についてです。実際に環境影響評価を実施するに当たり、どんな環境への影響を対象とするか、長野県環境影響評価技術指針の中でこの18項目を環境要素として定めています。特に長野県の場合特徴的なのが、表の1番上の環境の構成要素の良好な状態の保持の中の1番最後に「地形・地質」の項目があります。地形・地質については、法や他の自治体を見ると「学術的に非常に重要な地形・地質」という形で対象としているところがほとんどです。本県の場合、この地形・地質を他の環境要素の基盤になる基本的な環境要素と捉えており、基本的にどんな事業でも対象としていただくということで行っています。地形・地質の要素の中で土地の安定性という観点も導入しまして、評価項目にしているというのが、本県の環境要素の考え方として特徴的な部分になっています。

8の環境保全の措置について、①から⑤まで記載しています。この順番で事業者は環境保全の措置を検討していくことを求めています。準備書の中では、この観点からどんな対策を講じるかということが記載されています。

以上、長野県環境影響評価条例の概要についてということで、アセス制度の概要を御説明いたしました。

片谷委員長 議論は後にさせていただくとして、説明がありました内容について御質問等はありますでしょうか。特に資料1は現行の制度がどうなっているかという議論の前提になる部分ですので何かありましたら御発言ください。

私から補足させていただきますが、ここではアセス条例とアセス法を比較して説明されていますが、これに準ずる他の制度がありまして、特に廃棄物処理施設に関しては廃棄物処理法の中で定められている「廃掃法アセス」があります。アセス法、アセス条例よりも小さい規模の処理施設の建設についてはそちらが適用され、近年は減っています

が2000年前後には非常に多くの案件が審査されました。長野県では資源循環推進課が所管していますが、アセス対象未満の施設も他の制度の対象となるということです。

何か御質問がありましたら承りますが、よろしいでしょうか。

では、資料1についてはここまでとさせていただきまして、資料2以降の説明をお願いいたします。

資料2の「長野県環境影響評価条例の改正について」を御覧ください。この資料では、条例改正の必要性や主な検討内容について簡単にまとめてあります。具体的な内容については、資料3以降で説明させていただきます。

まず、1の条例改正の必要性ですが、(1)から(3)に記載の3点を考えています。(1)法と条例の一体的な運営を図ってきましたが、平成25年4月に改正法が施行され新たな仕組みが導入されたことから、条例についても検討を行う必要があるという点。(2)法対象案件といたしまして、リニア中央新幹線の環境影響評価手続にいたしましては、沿線の都県市で連携して手続を進めてまいりました。法対象事業に対する条例の規定の適応の部分ですが、他の都道府県と比較しますと不足している点がございましたので、今回検討を行いたいという点。(3)大規模太陽光発電事業など従来は想定していなかった種類の事業による大規模な開発が行われることにより、環境への影響が懸念されるため、それらに適切に対応していく必要があるということで条例の改正を検討していきたいと考えています。

2の主な検討内容でそれぞれお示ししていますが、(1)法改正に伴う対応につきましては、「① 計画段階環境配慮書手続の導入」で、これが1番大きな内容になります。具体的には資料3で説明させていただきます。備考欄の方にありますが21都道府県、12市で導入済ということで、市というのは、地方自治法による政令指定都市とは別に環境影響評価法の中で決めている市でございます。具体的には資料3-1の表で都道府県の下に札幌市から福岡市までございますが、この18市がアセス法上で定められている市になります。政令指定都市の中で静岡市、浜松市、岡山市、熊本市の4つの市は、環境影響評価条例を持っていないので、アセス法の政令指定都市からは除かれているという状況です。その代りに政令指定都市ではありませんが60番の吹田市や62番の尼崎市が条例を持っていて審査体制も整っているため、アセス法では政令市となっています。この資料の中での政令市というのは、すべてここに記載されている18市を指しております。

資料2に戻りまして、(2)他自治体を参考に導入する手續ですが、先ほども申しました①法対象事業に係る条例手続の適応、②方法書に係る住民意見に対する事業者の見解の提出、③評価書公告後の手續として重要な事後調査の手續という点を検討していきたいと思います。

(3)対象事業の種類、規模の見直しですが、こちらも後ほど資料5で説明いたしますが、他の自治体と比べて長野県で少し足りないと考えられる部分があります。1つは電気工作物となっている発電所関係の対象事業が当たっています。もう1つは大規模開発事業につきましても、事業の種類を問わない土地改变が長野県では対象事業に含まれていないので検討していく必要があるかと思います。太陽光発電所についてですが、それを直接、対象事業として規制しているのは2政令市しかありませんが、「事業の種類を問わない大規模な土地の改变」、「工場又は事業場の用地の造成」等として対象とする自治体を含めますと26都道府県、13市となります。

3に条例の改正のスケジュールを簡単に記載していますが、今年中に改正を行いたいと思います。本専門委員会会議を設置いたしまして、短期間ではありますが27年5月～7月で3回程度開催して検討を行いたいと思っておりまして、本日はその第1回目となります。

資料3を御覧ください。これは、法改正の中で1番重要な内容になっている計画段階環境配慮書手続の導入についてまとめたものです。1の囲みの中の内容で、計画段階環境配慮書手続とは、事業計画の柔軟な変更が可能である早期の段階において、その事業計画の複数案について環境影響の比較検討を行い、事業の実施による重大な環境影響を

回避、低減することを1番の目的にしています。環境影響評価法の改正で平成25年4月から導入されたものです。【参考】のところに手続の流れが書いてありますが、今まで事業計画ができた後に、方法書の手續というところから始められていました。今の条例の規定も、方法書から始まるという流れになっています。新たに点線で囲まれた部分の「配慮書手続き」が法で導入されまして、計画段階での環境配慮事項の検討を行うという形になっています。

計画段階環境配慮書の具体的な内容ですが、2を御覧ください。(1)複数案の設定ということで、「事業の位置・規模」又は「建設物等の構造・配置」に関する複数案を設定することが可能となっています。複数案を設定しないことも許容されていますが、その場合は複数案を設定しない理由を明記することとされています。(2)調査・予測・評価の方法ですが、すべての項目を実施する訳ではなく、重大な影響を受けるおそれのある環境要素を選定し、現地調査ではなく基本的には既存の文献等の資料により調査を行い、設定した複数案の比較でそれぞれの案の環境影響はどうなっているかというのを評価していただきます。その下の表は、概念的なものですが、複数案の設定の考え方です。上は道路についてですが、起点と終点を結ぶルートを複数案として設定するという形になります。廃棄物焼却施設については、地点の複数案を設定するという形になります。それぞれの案について環境影響を右側の表のような形で整理し、必ずしもひとつの案ですべての項目の環境影響が小さいというようにはなりませんが、総合的に評価して判断するようになります。

3は現在の他自治体の導入状況をまとめたものです。都道府県につきましては、導入予定の熊本県を含めまして22都道府県で導入しております。裏面は政令市の状況になります。相模原市がもうすぐ条例施行になりますが、それを含めて13の政令市で導入済となります。導入しないところは11府県、3政令市になりますが、導入しない理由はその下に記載のとおり、①の条例対象事業は法対象事業より規模も環境影響も小さい条例対象事業に対して配慮書手續を課すことは、時間的・経済的に過度な負担になるのではないかという観点から導入していないところが、8自治体と1番多い状況です。

4では、配慮書手續の導入に係る効果と課題について整理しています。効果ですが、重大な環境影響の回避・低減を図ることができるというのが最も大きな効果です。また、配慮書段階での調査は、全く新しい手續として増える訳ではなく、次の方法書以降の手続にも活用できるという点もあります。最後に、事業の早期の段階から住民への情報提供等を行うことができるので、事業に対する信頼性・透明性の向上を図ることができます。一方で課題の方ですが、先ほどお話しした内容と同様ですが、小さい事業に対して配慮書手續を課すのは過度な負担になるのではないかということです。また、ごみ処理施設等もそうですが、公共事業の計画決定においては、社会的・経済的要因など様々な条件を考慮した上で地元との合意形成がなされるため、環境影響を主眼とした最適地とは必ずしも一致しない可能性があります。条例では民間の事業も対象としていますが、民間事業だと計画段階で複数の候補地を提示するのは難しいため、その対応も課題になってくるかと思います。

5ですが、配慮書手續を導入する場合の主な検討事項です。(1)計画段階環境配慮書の作成について、義務付けするか任意にするかという問題があります。法においても、必ず環境影響評価を行わなければならない第1種事業は義務付けられていますが、第2種事業では任意になっています。既に導入済みの都道府県、政令市の状況については、下の点線の囲みの部分に記載されていますが、第1種を義務付けしているのは22のうち14都道府県、政令市は13のうち9市となっています。第2種まで義務付けしているのは、政令市の中で1市だけとなります。この第1種と第2種で分母の数字が違っていますが、都道府県や政令市の条例の中では、第2種事業を規定していないところもあります、そのために数が違います。もう1つの検討すべき内容として、法の第2種事業では配慮書手續が任意となっているので、法の第2種事業で配慮書手續を行わなかったものに対しては、条例で義務付けるかどうかという観点があります。こちらについては、22のうち12都道府県、13のうち10政令市で義務付けがなされている状況であり、こうした状

況を参考に検討していく必要があるかと思います。(2) 配慮書に対する知事等の意見ですが、配慮書に対して知事の意見を述べる、又は住民からの意見を聴取するというのをどの程度義務付けるかということです。法律の中では、事業者は県・市町村・住民からの環境保全の見地からの意見を聴取するというのを努力義務として課しています。都道府県や政令市の状況は下の点線の枠の中に記していますが、それぞれ取扱いが違っているという状況です。こういった状況も踏まえながら、本県で導入する場合は、どういった制度にしていくかということを検討していくかなければならないと考えています。

資料3-1は、今申し上げた内容を都道府県と政令市ごとに整理したものになりますので、参考に見ていただきたいと思います。この中にある、埼玉県、千葉県、静岡県の3県と千葉市と広島市の2政令市は、条例ではなく要綱で配慮書手続を導入しています。法改正に伴う検討については、以上のとおりです。

資料4を御覧ください。他自治体を参考にした新たな手続の導入について3つの観点で整理しています。

1点目は、法対象事業に係る条例手続の適用です。法対象事業の方が規模が大きいため、条例と比べて環境影響の程度も大きいものになります。条例においては、例えば第三者機関による審査や公聴会の開催など法が定めていない手続を設けていますが、こうした条例手続が法対象事業に適切に適用されないと、環境影響の程度と必要な手続の軽重が逆転してしまうおそれがあります。そのため、他の都道府県や政令市の条例の状況を参考にして、できるだけ法対象事業に条例手続を適用できるよう検討を行います。法においては、61条で条例との関係を整理していますが、手続を地方自治体が定めることは妨げないという規定があります。長野県の場合、現在、法対象事業に適用されているのが条例第41条の規定であり、知事意見を述べる場合に技術委員会の意見を聞くこと、知事が準備書に対して意見を述べる場合に必要に応じて公聴会を開催すること、という2つの手続のみが法対象事業に対して適用されています。リニア中央新幹線の沿線都県市において、法対象事業に対する事後調査関係の条例手続の適用がないのは本県だけであり、そのため、事後調査の報告等につきましては、準備書に対する知事意見の中で事業者に対応を求めたという経緯があります。他の都道府県・政令市の状況ですが、本県と同様に第三者機関の審査及び公聴会の開催などは多くの都道府県で義務づけており、それ以外にも事後調査関係の手続や立入検査に関する手続が多くの都道府県・政令市で規定されています。下の点線の枠の中に記載されているように事後調査の関係は47のうち36都道府県、18のうち13政令市が規定しています。立入調査の関係は少し数が減りますが、それでも47のうち31都道府県、18のうち11政令市という状況で規定されています。

2点目ですが、事業者見解、知事意見関係です。1つは、(1) 環境影響評価方法書に係る住民意見に対する事業者見解の提出を求めるべきかどうかという観点です。法や本県の条例では、方法書の段階では住民に対する事業者の見解の提出を求めてはいません。方法書段階では事業の内容も流動的ですし、事業者が個々の意見について見解を述べるのはなじまないという考え方方に立ったものです。一方、リニア中央新幹線の沿線都県市の中では、山梨県だけが方法書の審査の時点においても住民意見に対する事業者の見解を求めるができる規定を有していました。ちょうど片谷委員長が山梨県の委員長を務められていた時ですが、長野県ではなぜできないのかと言われたこともあり、検討する必要があると考えております。全国的な状況をみると、導入しているところの方が少なく、47のうち8都道府県、18のうち7政令市という状況になっています。裏面ですが、(2) 事業者見解、知事意見、市町村意見の公表についてです。環境影響評価制度の中では、公表については外部との情報交流という観点で非常に重要ですので、環境影響評価図書(方法書、準備書、評価書)の公表が義務づけられています。それに対する住民の意見や事業者の見解、方法書及び準備書に対する知事意見の公表については、法において規定されていません。本県の条例でも規定はされていませんが、事業者見解や市町村意見については技術委員会資料として公表しており、知事意見についても県ホームページの手続の状況というページに掲載しています。他の都道府県・政令市でも、そ

の公表について条例で規定しているところは少ないですが、その必要性について検討を行いたいと思います。

3点目ですが、事後調査計画、事後調査報告の関係についてです。これらについては、評価書公告後に事業者が実施する手続ですが、評価書までの予測内容の不確実性を補い、事業着手後に新たに生じた環境保全への対応や、実際に事業者がどのように対応しているのかという状況を明らかにするという観点から非常に重要な手續です。法改正の中でも、この事後調査の手續というのが新たに設けられました。本県の環境影響評価条例でも、事後調査の報告を求めたり、その内容に対して必要な場合は知事が要請を行ったりする規定があります。しかし、他の自治体ではそれに加えて、事後調査計画書の作成、事後調査報告書の公表、知事（政令市長）が報告書に対して意見を述べる場合に第三者機関の意見の聴取や住民意見を聴取するなど、さらに丁寧な手續を規定しているところがあります。そういう中で本県としてどのように対応していくのかというのは、検討が必要かと思います。事後調査計画については、評価書の時点で詳細な計画を明らかにするのが通常ですので、本県の条例ではあえて事後調査計画書を提出させる必要はないという考えだったかと思います。しかし、リニア中央新幹線の際に事業の詳細が評価書の段階でも明らかにならず、準備書に対する知事意見の中で水資源の関係など重要なものについては、事後調査計画を提出することを知事意見で求めた経緯があります。1番下に都道府県・政令市の環境影響評価条例の状況について記載がありますが、必ずしも事後調査計画など多くの都道府県で実施されている訳ではありません。事後調査報告書の公表というのは、法改正での対応事項として検討する部分ですので、これについてはほとんどのところが対応していますが、事後調査の重要性を踏まえてどのように考えるべきか検討していきたいと思います。

資料4-1は、今、御説明した都道府県・政令市の状況を個別に整理したものになります。資料4で触れていない内容として、1番右側のところに第2種事業判定という項目があります。第2種事業の判定をする際に第三者機関の意見を聞くかどうかという部分についても整理したいと思っております。長野県の場合は特に規定はありませんが、規定しているところも13都道府県と2政令市あるという状況です。

資料5は、条例対象事業の種類・規模の見直しについてです。始めに、資料5-1も併せて見ていただきたいのですが、資料5-1は都道府県・政令市でどんな事業を対象にしているのかを一覧にしたものです。上から3分の1くらいのところに長野県がありまして、1番下の部分には導入している都道府県・政令市の数の集計を記載しています。全部導入していれば65となります。その中で長野県が対象にしていなくて他の都道府県が対象としているところが多い事業というのを、資料5の1番の他の都道府県・政令市の条例対象事業との比較の（1）対象事業の種類に整理して記載しました。①に電気工作物とありますが、資料5-1で1番左側に網掛けがしてある部分にあたります。本県では風力発電のみがここで対象になっていますが、他県では例えば火力発電所については54の都道府県・政令市で導入されていますし、水力発電所も47、地熱発電所も33と多くが条例対象となっている状況です。その3つ右隣の欄の埋立て、干拓事業についても、54都道府県・政令市で導入されています。その2つ右隣の新住宅市街地開発事業についても32都道府県・政令市で導入されています。電気工作物とその2つの事業が、比較的多くの他の都道府県・政令市で導入されていると整理しています。

資料5-2になりますが、こちらは規模の比較のために作成したものです。中央に長野県環境影響評価条例の記載がありまして、左側には環境影響評価法、右側には他都道府県・政令市の条例の規模要件の幅を示しているという形になります。例えば、中ほどに廃棄物処理施設の建設という項目がございます。ごみ焼却施設については法対象になってしまいませんが、長野県の場合は処理能力が1時間あたり4t以上を対象としており、その隣の他の都道府県条例を御覧いただくと、4t～12tの間で規制されているということで、1番厳しい基準で長野県は対象にしているという形になります。一方で最終処分場を見ていきますと、長野県の場合は埋立面積5ha、埋立容量25万m<sup>3</sup>以上となっています。法の場合は埋立面積のみの規定で30ha以上ということで、長野県の方が法より

かなり厳しい規定をしておりましますし、他都道府県・政令市を見てもその範囲内に入っているという形です。埋立容量については、他都道府県が5~25万m<sup>3</sup>ということで、長野県が1番甘い規定なのではないかと思われるかもしれません、埋立面積に加えて埋立容量も規模要件として定めているのは6自治体程しかありませんので、特に甘いという訳ではありません。全体的に見ても他都道府県・政令市の規模要件の範囲内に入っていますので、対象規模についてはある程度厳しく規制しているという状況です。法の下の欄に発電用の事業用電気工作物の設置又は変更の工事とあります、風力発電については、法の対象事業の規模が第1種事業で出力1万kW、第2種事業で7500kW以上であり、長野県の条例も第1種事業は1万kW以上となっていますので、ここは法と同じ規制の規模となっています。これは、条例の方が先行して平成19年に規制対象として、法の方が後から規制されたため、同じ規模となっているという状況です。

資料5に戻りまして、今申し上げた状況を踏まえて2で検討の方向性を整理しています。電気工作物の関係については、資料5-3に都道府県の状況を整理したものを作成しておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。資料5-3の1番で太陽光発電についてですが、風力発電の場合の低周波音やバードストライクのような特有の環境影響というのは想定されませんが、太陽光パネルの設置による動物、植物、生態系や景観への影響、工事の際の車両による影響は同様に懸念されます。県内の状況ですが、大規模な太陽光発電施設が多く計画されています。資料5の参考にも記載されていますが、10ha以上のもので計画を県が把握しているものとして整理しています。稼働しているものは1つですが、計画されているものは合計で13あります。100haを超える大規模なものも3つ含まれており、大規模なものが多く計画されている状況です。資料5の3ページには参考資料として、固定価格買取制度の関係での認定容量・導入容量の状況を示したものを添付しています。1番上のグラフですが、認定容量が上の青い線で、導入容量が下の水色の線になります。導入容量が稼働しているものとなります。中段のグラフはエネルギー種別に表したものですが、太陽光発電がほとんど占めていることがお分かりかと思います。下のグラフは電力会社別の認定状況を表したものです。認定容量でみると九州電力や東北電力が多くなっていますが、長野県の管内の中止電力を見るとその2つに比べると少ないですが、認定されてこれから稼働するものがかなり多くあるという状況です。太陽光発電に関する他の都道府県の規制状況ですが、資料5の1ページ目の中ほどにある点線の囲みの中を御覧ください。個別事業（太陽光発電所又は電気工作物）として太陽光発電を対象にしているのは5市のみです。大規模開発事業として、26都道府県・9市において太陽光発電が対象となる場合がありますが、「事業の種類を問わない土地の造成等」として該当するのが15都道府県8市、「工場又は事業場の用地の造成等」として太陽公発電設備が該当するのが12件1市、併せて26都道府県9市が対象となっています。

資料5-3には、それぞれの都道府県・政令市の状況を1. 太陽光発電の①から③にお示ししています。資料5-3の2ページで④太陽光発電を対象から除外したものの、群馬県と岡山県があります。この2つの県は、もともと工場又は事業場の中に太陽光発電が含まれる規定となっていましたが、規定を修正して除外しました。理由はそれぞれに記載のとおり、再生可能エネルギー導入促進を図るために、環境負荷が他のものと比べれば小さいためといった理由で除外されました。②と③の都道府県・政令市については、もともと読み込める規定ぶりではあったもので、新たに太陽光発電を対象にするよう改正を行っているところは今のところありません。太陽光発電については、どのように規制するか他県の状況も参考にしながら検討していきたいと思います。

資料5に戻りまして、イの風力発電所です。先ほど説明したように、先に条例が対象として後から法が対象としましたが、現状では条例と法の対象規模は同じになっています。その場合、条例の規定ではなく、法の規定が適用されますので実務的には支障はありませんが、より厳しい要件を定めていくのか検討する必要があるかと思います。

裏面をお願いします。ウの地熱発電所についてですが、25都道府県・6政令市で対象事業としており、比較的多くの都道府県・政令市で対象とされています。県内も地熱発

電の適地が多いと考えられるので、法より小さい規模について対象にする必要があるかどうか検討していきたいと思います。

工の送電線路ですが、大規模な送電線路については複数の都道府県をまたがって設置されることが多い状況です。資料 5-3 の最後のページに送電線路を対象事業にしているところの一覧がございますが、基幹線と呼ばれる非常に規模の大きい重要な送電線を対象としています。長野県周辺の群馬県、東京都、富山県、山梨県、岐阜県などが対象事業としており、複数都県にまたがって設置された場合には、隣の県では対象になるが、長野県では対象となっていないという状況が生じる可能性がありますので、これについても検討していく必要があるかと思います。

才の水力発電所ですが、これについては 47 都道府県・政令市で対象としていますが、本県の場合は対象としていません。ダム式の水力発電所の場合は、本県では「ダムの建設」として貯水面積が一定規模以上の場合には条例の対象となります。貯水面積については、法と比べるとかなり厳しい要件を設定しています。大規模なダムを併設しない水路式の水力発電所の場合は、ダムを作らないため一般的には環境への影響は小さいと考えられますが、その環境影響の程度を踏まえて、条例の対象事業とする必要性について検討したいと思います。

力の火力発電所についてですが、54 の都道府県・政令市で対象としていますが、本県では対象としていません。本県では「工場又は事業場」として、対象の業種に電気供給業も含んでおります。その場合、排ガス量で対象事業となるか決まりますが、1 時間当たりの排ガス量が 10 万m<sup>3</sup>以上の場合には「工場又は事業場」として対象になります。県内でも最近バイオマス発電事業が導入されていますが、火力発電所として法では 11.25 万 kW が第 2 種事業として対象となっています。県内のバイオマス発電施設の大きなものは、その 10 分の 1 程度の 1 万 kW くらいのものがありますが、その場合の排ガス量は約 9 万m<sup>3</sup>程度となります。基本的に発電量と排ガス量は比例すると考えられますので、現状はその排ガス量で規制していれば、発電の出力のかなり小さいところまでカバーできますので、火力発電所については、特に検討を行わなくてもいいのではないかと考えております。

(2) 水面の埋立・干拓ですが、本県は海を有しておりませんので、大規模な事業は想定されないため、検討は行わない予定です。(3) 新住宅市街地開発事業についてですが、こちらは新住宅市街地開発法という法律に基づく事業になります。本県の場合、「住宅団地の造成」として他の面積要件の事業と比べて非常に厳しい 20ha という規模を対象としており、新住宅市街地開発事業についても含まれる規定となっています。幅広い住宅地を対象とする項目があるため、条例対象事業としての検討は行わない予定です。

最後に、参考資料 2 を御覧ください。太陽光発電の適正な推進に関する連絡会議ということで、目的のところにも書いてありますが、太陽光発電の導入が急増しており、地域住民の景観や防災、環境影響への懸念、さらには開発事業者による地域との調整不足等もあり県下各地でトラブルが発生しております。そのため、今年度に市町村及び県関係部局を構成員とした「太陽光発電の適正な推進に関する連絡会議」を設置し、大規模太陽光発電施設建設の対応策の検討、及び市町村が抱える課題について検討、助言等を行い、適正な自然エネルギーの推進を図ることとしております。市町村に関しては、参加を希望する市町村の自然エネルギー担当課長という形で構成メンバーを定めていますが、10 市 9 町村の皆さんに参加いただいています。そのうち、大町市、飯島町については連絡会議のメンバーから、本専門委員会にも専門委員として御参加いただいています。5 月 18 日に第 1 回の連絡会議が開催されました。その中で、大規模な太陽光発電の設置については、環境影響評価条例の対象としていくことが了承されています。規模の小さいものについても様々な課題がありますので、連絡会議の中で検討していくこととしており、第 1 回の会議では参加市町村の課題や対応の共有が図られました。次のページの参考に、その会議の中で示された大町市と飯島町の課題について記載していますので、それぞれ御説明をお願いいたします。私からの説明は以上です。

|                |   |
|----------------|---|
| 片谷委員長          | <p>ありがとうございました。たくさんの資料を通して説明いただきました。関連する部分もあるので、一通りすべて御説明いただいてから、質疑応答に入るという方針でやらせていただきます。</p> <p>参考資料2の最後に、本日御出席いただいている大町市と飯島町の課題とその対応状況の表が載っていますので、委員代理者のお二人から補足などありましたら御説明をお願いしたいと思います。大町市の古平委員代理者からお願ひできますか。</p>   |
| 大町市<br>古平委員代理者 | <p>大町市の委員代理の古平です。参考資料2に基づきまして、大町市の課題や現状について御説明させていただきます。</p> <p>近年、太陽光発電設備の設置につきましては、当市の中でも非常に多くなってきています。現状としましては、50件近く申請協議がなされており、その中の24~25件が設置または設置準備という状況になっています。このような発電設備につきましては、それに特化した規制がありません。資料にありますように「大北地区開発事業等指導要綱」を準用し、開発面積2,000m<sup>2</sup>以上の開発を有するものは、計画の事前届を求めるといった行政指導を行ってきました。</p> <p>しかし、近年、急増する太陽光発電の要望等を想定し、平成27年4月1日から太陽光発電に関するものだけではありませんが、市独自の開発規制である「大町市開発指導要綱」を新たに施行しました。開発面積が1,000m<sup>2</sup>以上の開発事業について、遵守すべき基本的指導事項や手続等について基準を定めて周知をしています。</p> <p>しかし、そういう形をとっていますが、比較的面積が大きく農地転用等の法的な許可により把握したものならよいのですが、それ以外のものや規模が小さいものは、我々も分からぬ部分で進められており、指導のパトロールや住民からの通報等で開発が分かったもの、企業から市を通さずに直接的に地元の自治体に説明が入ってから分かったものなどがある中で御指導申し上げているという状況です。</p> <p>参考資料2の3ページの苦慮している事項にいくつか載せさせていただきましたが、太陽光に関しては、反射光が営業の妨げになる、田園風景の中で景観が損なわれるといった苦情が寄せられています。住宅密集地の中でも施行されており、騒音や振動の発生も問題となっています。また、近年では山林の中で30ヘクタール以上の大規模開発の協議もあり、そういうものについて地元の方から、景観も含め自然を壊すことに対し苦情の声もあがってきています。現状では、森林法などの開発の規制に頼るしかなく、今回このような席を設けていただいた中では、御相談申し上げたい部分もあるのですが、大町市独自ということではなく、長野県規模の中で統一した開発に対する規制を、エネルギーの観点で需要や推進も踏まえながら、御審議願えればと考えています。私の方からは以上です。</p> |
| 片谷委員長          | <p>ありがとうございました。続きまして、飯島町の状況について松村委員代理者お願ひいたします。</p>   |
| 飯島町<br>松村委員代理者 | <p>飯島町の委員代理の松村と申します。先ほども大町市の方から話がありましたが、飯島町についても同様の悩みを抱えています。資料には載っていませんが経過として御説明いたします。</p> <p>平成25年あたりから、高齢化に伴い農地の耕作が出来ない方や耕作放棄地について、太陽光発電の開発が徐々に進んでいったという状況です。その時点においては町としても相談は受けっていましたが、ガイドラインなどは定めておらず、住民の方々とのトラブルが明らかになっていく中で一旦ガイドラインを定めました。しかし、先ほど、大町市が抱えている課題にもありますが、ガイドラインではなかなか規制・対応ができないということもあります。飯島町としましても「自然エネルギー条例」と「地域自然エネルギー活用発電施設設置手続きに関する規則」を制定しました。対象となりますのは発電施設であり、太陽光発電をはじめ小水力発電、風力、バイオマス等の自然エネルギーに関するものが対象となります。そういうものに一定の基準を設けて取り組んでいる</p>   |

という状況です。飯島町としては熟慮をした結果、10kW 以上の施設を対象として定めました。課題としては、建築確認や農地転用の手續があったものについては確認ができますが、自治体を通さずに地元に直接話がいき、そこから後追いで申請を受けるといったケースが何件か発生しており、非常に苦慮をしております。統一した見解という部分で、市町村を超えた部分で県としての一定の基準を設けていただいて、双方で連携を取りながら対応していくのが行うのが良いのではないかと考えておりますので、御検討をよろしくお願ひいたします。以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。

一通り御説明がありましたので、順番に質疑を進めていきたいと思います。本日は、何か結論を得るという段階までは必ずしも到達する必要はございませんので、自由に御意見を発言いただければと思います。この委員会は5人という少人数になりますけれども、いろいろな立場の方々が集まられておりますので、遠慮なくそれぞれの立場からの御発言をいただければ、より有益な会議になると思います。

まず、資料2について何か御質問等ありますでしょうか。検討内容が(1)、(2)、(3)の3項目あり、改正スケジュールが本年中ということでこの会議は7月までと示されていますが、何か御質問等ありませんか。

それでは、後ほどお気づきの点がありましたら御発言ください。

それでは法改正に伴う対応の中で、資料2の2 (1) の②、③、④は実質的にすでに実施されて部分もありますので、①の計画段階環境配慮書手続を長野県としてどうするかというのがメインの検討事項になります。資料3の内容につきまして御質問等を承ります。

私から多少補足させていただきますが、法改正以前だと、方法書、準備書、評価書の3種類の図書が作成される手続になっていました。法改正後、方法書以前に配慮書という図書が増えて、一部では手續が3分の4倍に増えたというような解釈をする人もおりますが、先ほど事務局から説明がありましたように、配慮書手続の中で行った調査結果等は方法書や準備書に転用してよいという形になっておりますので、単純に3分の4倍になるというわけではありません。

ただし、導入しないという判断をしている都道府県・政令市がありますので、そこを長野県としてどう判断するかというのが最初の鍵になると思います。大井委員どうぞ

大井委員

長野県の場合には、環境資源が県民の財産としての意義を大きく有していますので、極力アセスを精緻に行うというのが必要ではないかと考えています。もちろんそれによって公共性の高い事業の迅速性が損なわれるようなことがあってはいけないと思いますが、先ほど片谷委員長がおっしゃったように、全体のスケジュールに大きな影響を与えるものではないと思いますので、基本的には導入の方向で良いと思います。

片谷委員長

導入の方向という大井委員の御発言でございましたが、その他御意見等はありませんか。

私も一委員として意見を申し上げたいと思いますが、他の都道府県・政令市の中では導入していないという自治体もありますし、公共事業に限定して導入している自治体も存在します。公共事業に限定する理由は、民間事業では複数案の評価というのが実質的に不可能であったり、配慮書手続の段階で事業の計画や場所が公表されると経済活動上、支障があり得たりするので、配慮がなされているということです。民間事業、公共事業を区別することなく配慮書手続の対象としている自治体もありますし、先ほど大井委員がおっしゃいましたように、長野県の環境資源の豊富さという観点から言えば、配慮書手続の導入が相応しいという御意見もごもっともだと思います。その辺りをもう少し皆様にもお考えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

平林委員は民間企業の立場であり、エネルギー問題も関わられているかと思いますが、こういう手續が増えることになった場合についてはどうのようにお考えですか。

平林委員

手間が増えるということについて、一般的な企業が考えることと、公的な機関が考えることはレベルが異なり、一概に同じには考えられません。一般企業の立場から考えた時は、それは当然時間との戦いというのもありますので無駄を省きます。ただし、こういう公的な機関のチェック機能というのが、二度手間、三度手間となっても抜けがあってはいけないということを考えると、配慮書手続を行うことについて問題はないのではないかと思います。

一点気になるのは、導入をしないとしている理由がその特有のものなのか、何か事情があるのかを確認した方が良いと思います。それらを確認することで別の見方ができるのかと思います。

片谷委員長

参考情報として申し上げますと、私が委員を務めている神奈川県では配慮書手続を導入していませんが、神奈川県の場合は方法書手続きに入る前に、アセスの事務局と事業者の事前協議を十分に行うことで配慮書手続と同等の効果が得られているという判断で導入をしておりません。審議会の中でそういう説明がありました。そういう考え方を選択肢としてはありますが、住民の目に見える形にした方が、透明性が得られるだろうと思います。

これまでの御発言の中では、少なくとも導入しないという方向の御意見は出てきておりませんが。大井委員どうぞ。

大井委員

本来の戦略アセスだと場所の選定も未定の段階で行うのですが、民間事業では概ね実施場所は決まっており、その段階から配慮書手続が行われることになると思います。その場合の複数案となると、場所よりも方法、配置などの複数案ということになるのでしょうか。

片谷委員長

これも神奈川県の事例になりますが、複数案と称されていましたが、内容は煙突の高さの違いを検討しており、本来の意味での複数案の比較という形ではなかった事例がありました。民間事業で自社の敷地内で行う事業なので止むを得ないだらうと県の審議会で判断しましたが、その辺はやはり民間事業と公共事業とでは異なりますので、配慮書手続を両方に義務付けるとしても審査の観点は変えてもいいのかなと思います。

大井委員

私も同感です。

片谷委員長

配慮書につきましては少なくとも導入するという方向性に異論は出しておりませんので、その方向で具体案を事務局に御検討いただきたいと思います。どういう対象に義務付けるかということについては、法は一種が義務で二種が任意ということですので、それに従えば県も同じやり方になります。もちろん法よりも厳しくするというやり方がないわけではありません。今回は適用範囲を決めるところまではいきませんので、事務局に案を考えていただくこととします。少なくとも民間事業に対する配慮については少し検討いただくということとします。

続きまして、資料4の他自治体を参考にした新たな手続の導入についてです。法対象事業に係る条例手続の適用ということで、特に事後調査等の規定はリニアの案件において他県との違いが表面化しました。事後調査については事業者から自主的な報告を求めるということまでは言えましたが、義務付けるという規定はありませんでしたので、事業者から拒絶されたら強制する方法はありませんでした。この件ではマスコミの力を借りて、大きく報道していただいたこともあって、事業者から報告をしていただける方向で動いています。事後調査については義務付ける規定があった方が良いという教訓が得られましたので、これについて検討していきたいと思います。

御意見等ございますでしょうか。大井委員どうぞ。

|                  |  |
|------------------|--|
| 大井委員             | 動植物や生態系など、影響が不確実、不確定なものに対する措置の効果というのは、事後のモニタリングによって確認され、その内容を行政がチェックしていかなければ保全措置の実質的な効果を確認できません。義務化して報告していただくというのが環境負荷の少ない社会を実現するためには然るべき改正の対応ではないかと思います。  |
| 片谷委員長            | 平林委員どうぞ。   |
| 平林委員             | 義務化することは前提として必要だと思いますが、環境資源の豊富な長野県がなぜ今まで導入してこなかったのか、理由があるのでしょうか。導入しなくても済むのであれば一番楽なわけで、無駄を省くことにもなります。しかし、リニアの案件の際に表面化した問題に対応するため、他自治体との足並みを合わせるという意味であるのならば改正の必要があるのでしょうし、必要であるという判断になります。今まで導入しないで許されてきた理由を教えていただきたい。  |
| 片谷委員             | 今の件について、事務局から何かコメントはありますか。   |
| 事務局<br>仙 波       | 直接的にはリニアの案件で表面化したわけですが、法の対象案件としてはリニアが最初の案件だったため、それまで検討する俎上に上らなかつたというのが実際のところだと思います。条例を制定するときにもう少し丁寧に他県の状況を調査すれば最初から導入できたのかもしれません、基本的には以前の要綱の規定をそのまま条例にしたのではないかと思います。   |
| 平林委員             | もちろん他県の状況も比較することも大事ですが、純粹に長野県としての見方をしていった方が良いのではないかと思います。<br>時間がありませんので別の内容について意見を述べたいのですがよろしいですか。   |
| 片谷委員長            | では、今の件はここまでにして、次の話題をお願いします。  |
| 平林委員             | まず一点目として、先ほど見させていただきました参考資料2の連絡会議の構成要員について、なぜ産業労働部等が参加していないのでしょうか。太陽光発電は農地や空き地などに設置されることが多いですが、将来を見据えた時に、工場や事業場、学校等の屋根を使っての太陽光設置という話が出てくると思います。そうなると今後、産業労働部等も参加の必要性が出てくるのではないかでしょうか。<br>二点目として、今後参考にしていただきたいのですが、資料1の条例手続のフローチャートについては、過去の実施例を加え、具体的な内容が見えるようにしていくと一般の方にも分かりやすいと思います。   |
| 片谷委員長            | 二点目については、事務局は今後参考にしてください。<br>太陽光発電の連絡会議の構成についてはどなたかここでお答えすることはできますか。   |
| 環境エネルギー<br>課 久保田 | 先ほどの御質問についてですが、太陽光発電事業が実際に出てきたときに許認可等の対応をしていくと思われる機関を対象にしており、推進という観点ではなく、どちらかというと規制という側面があるかと思います。上段から見ていきますと、土地対策関係、今回のアセスの関係、エネルギー推進について全般的な窓口である環境エネルギー課、自然環境の関係、農地転用の関係、林地開発の関係、景観上の問題も出てきますので景観関係、という観点で見ておりまして、推進をしていくためにどうしたらいいかという観点ではありませんので、産業労働関係の機関は入れておりません。<br>ただし、県の公共施設の屋根貸し等の屋根を活用する内容については、施設管理を行っている総務部とタイアップして公共施設の屋根を使用した太陽光発電設置の推進の取 |

|              |   |
|--------------|---|
|              | 組みを環境エネルギー課主体で進めているところです。   |
| 片谷委員長        | 趣旨としては、推進をするのは別の組織で行い、太陽光発電の導入時における環境や街づくりに対する影響はこの連絡会議が所管しているということで、分担しているということですか。  |
| 環境エネルギー課 久保田 | 推進については産業関係、環境関係と様々なものがありますが、県においては総合的な窓口は環境部としております。今回の会議については、“適正な”というところがございまして、無秩序に進めるのではなくて、健全な推進の仕方があるだろうという考え方こちらの構成となっております。  |
| 片谷委員長        | <p>平林委員よろしいですか。この会議はこの組織について議論する場ではないわけですから、今の御回答でこの会としては了承したということにしますがよろしいですか。ありがとうございます。</p> <p>話が資料5に動きましたので、そちらに移ります。</p> <p>現状では、長野県の電気工作物の対象事業として風力しか該当しないということに対して、太陽光、地熱、水力、送電線路を追加しようということですが、その点についてはいかがでしょうか。古平委員代理者お願いします。</p>  |
| 古平委員代理者      | <p>大町市では太陽光だけに特化しているのではなく、開発全体として対応している状況です。その背景の一つとして水道水源が挙げられます。大町市は御存じのように北アルプスの麓に位置しているので、湧水を水源として取水しております。町ではほぼ9割の世帯が湧水の水源から取水しております。近年県の方でも働きかけを行っていただいておりますが、水源を涵養する土地の範囲について把握できていないのが現状です。また、市町村の合併で新たな水源が管理下に入ってきた中で、以前までは土地所有者との信頼関係に基づいて山林等を守ってきたわけですが、代替わりや所有者の変更等により、それらの保全が非常に難しくなってきたと感じており、それに対する対策も必要であると思います。</p> <p>これは大町市だけではなく、全県で同じ状況ですし、北海道では外国資本による水資源の買収が問題としてありますし、そういったことも背景にあるのかなと思います。そういうことを踏まえて、開発等に対する規定をしっかりと整備していただきたいなと感じております。</p>   |
| 片谷委員長        | <p>ありがとうございます。</p> <p>今のところ発電関係や送電関係に対する御異論は出ていないのですが、他の都道府県・政令市が導入しているという状況があり、火力については長野県では工場・事業場として対象となるということでしたので、それ以外の内容については対象事業に加えるということに御異論はないということでおろしいでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>そうなりますと今度は規模をどうするかということになりますが、太陽光発電所の場合は特にそうですが、面積で規制をかけてもいくらでも分割することが可能であり、他県でも面積を小分けして事業を進めるという問題がかなり出てきています。発電規模での規制や、隣接していれば一つの事業として見なすなどの対応をしないと、野放しになってしまうという問題があると思います。</p> <p>また、古平委員代理者から御発言があったように、土地の改変を伴うことによる水源の影響等に対応できるよう技術指針で検討していく必要があると思います。また、家庭用の太陽光発電まで対象になてしまうような規模要件の設定は避けなければなりません。これは神奈川県の事例ですが、神奈川県は国立公園内の事業はとても厳しく、発電事業はすべてアセス手続きが必要になります。小学校の教材としての風力発電を設置しようとしたところ、アセス手続が必要になったということもあります。そのため、国立公園の区域だけ特別に設定する場合は規模の設定に注意が必要です。</p> |

|            |   |
|------------|---|
|            | 方向性としてはこの発電事業は対象に加えるということに御異論はないようですが、今日の時点ではその方向性について御理解いただいたということにさせていただきたいと思います。大井委員どうぞ。   |
| 大井委員       | 一点確認させていただきたいのですが、他の自治体の状況を確認すると、電気工作物ではなく、工場・事業場の用地の造成や土地の改変でケアしているという自治体もあるわけですけれども、土地の改変を伴わない電気工作物の設置もあるかと思いますので、電気工作物としてとらえていくという方向性でよろしいのでしょうか。  |
| 片谷委員長      | 今日はまだ事務局にその辺りの確認はしないようにしようかと思っていましたが、私個人の意見から言うと、例えば工場跡地などに発電設備を設置するとなると土地の改変を伴わないわけです。それに対しても対象となる仕組みは事務局として想定されていますか。   |
| 事務局<br>久保田 | 発電所又は電気工作物として出力を規模要件とするのも一つのやり方だと思います。ただし、太陽光の場合、どのくらいの規模を対象としたらいいか知見がないため、なかなか難しいと思います。先ほどの資料 5-3 を見ていただきますと、太陽光発電所あるいは電気工作物として捉えているのがさいたま市等の5市になりますが、さいたま市、川崎市、名古屋市は太陽光発電に限定しているわけではありません。長野県で、太陽光発電として規模を捉えるのはまだ難しいと思います。  |
|            | それから土地の造成や工場・事業場の用地として捉えている自治体は、太陽光発電としてではなく、一般的な捉え方をしています。たまたま太陽光発電がこの事業に該当するという状況になっているので、太陽光発電の特有の問題を捉えて規模を設定していくのはまだ難しいのかなと思います。  |
| 片谷委員長      | 今の大井委員の御指摘は土地の造成を伴わない太陽光発電事業が起こりうるので、それに対処できるような規定にすべきという観点の御指摘だと思いますので、これは事務局としての方向性を次回までに示していただけますか。  |
| 事務局<br>久保田 | 検討したいと思います。<br>出力ではなくて土地の改変の有無にかかわらない工作物の設置面積で捉えるという手法もあり得ると思いますので、御懸念のような内容は一定程度解消できるのかと思います。  |
| 片谷委員長      | パネルの面積で表現することはできると思います。しかし、面積で表現すると、アセス逃れとなる対象規模ギリギリの面積での事業が増えます。また、事業を二つに分けて、片方を別の会社が行うこととすればアセス対象にはなりません。山梨県ではそのような案件が数多く出てきています。大町市や飯島町では 1ha に満たないような事業にも縛りをかけようとしているわけですよね。それを考えると他の県のような縛りでは実効性が不十分であるということになります。古平委員代理者どうぞ。  |
| 古平委員代理者    | 大町市においても、資材置き場や企業が所有する土地等を利用して土地の改変を伴わない太陽光発電を設置している場所があります。おおよそ 3ha ぐらいの面積になりますが、この設置場所については周辺とは区切られた土地でしたので、大きな苦情等はありませんでした。しかし、これからそういう内容の案件が出てきた場合、大町市としては「大町市の新たな開発指導要綱」で 1,000m <sup>2</sup> 以上を対象とし、事前相談から事前協議までに周辺住民から意見聴取をし、見解を示すよう求めています。ただし、これにつきましては、あくまで要綱であり強制力はありませんので、どういったところを落とし所にしていくかというような段階です。本年度施行を始めた段階ですので、今後の状況を確認し、必要に応じて改正していく必要があると感じています。 |

|            |   |
|------------|---|
| 片谷委員長      | <p>大町市のお話で出てきた規模だとアセス条例を改正してもアセス対象とならないのですが、規模の大きい太陽光発電所がアセス対象となれば、必要な環境配慮が広く知られるようになり、市町村で対象とする規模の小さな太陽光発電についても、今まで以上に環境配慮を求めやすくなると思います。大規模な太陽光発電は県が所管しアセス条例の中で対処しますが、それを参考に規模の小さい太陽光発電については市町村で対応するという方向に進めば条例改正の意味がより広くなってくるのだと思います。</p> <p>資料4については、他都道府県・政令市で実施している内容をできるだけ参考にして取り入れるという方向で検討するということで良いかと思います。</p> <p>方法書段階での事業者見解の提出というのは実施している自治体も少ないのですが、是非導入した方が良いという御意見はありますでしょうか。結局、方法書というのは今後の調査の手法について記載した図書であり、そこで住民から出た意見に対して見解書を出させて公表するのか必要かどうかということですが。大井委員どうぞ。</p> |
| 大井委員       | <p>見解を出すことによって、その見解に沿った結果を出さなければならぬというバイアスがかかるおそれもありますので、必要がないのではないかと思います。山梨県では条例で「できる規定」として定めているとのことですが、これは必ず求められているわけでもないという状況でしょうか。</p>  |
| 片谷委員長      | <p>事業の性格によって必要になったら求めるという内容です。山梨県ではどちらかというと、事業者が住民に対してアピールする道具として、事業者見解を示すことができるようという趣旨で活用されています。</p> <p>他に特段の御発言がありませんので、これについては義務付ける必要はないという方向で御検討いただくことでよろしいでしょうか。</p> <p>他の内容については他自治体を参考にして、導入できるものは導入していく方向で具体案を事務局に御検討いただきたいということで、今日時点での結論としたいと思います。</p> <p>資料5の電力関係は基本的に対象事業に追加する方向で、規模要件については次回までにたたき台の案を事務局でご用意いただくということにしましょう。</p> <p>最後に、対象事業の一覧に記載のない環境影響の大きな事業が出てきても条例改正をしないとアセス手続を実施させることができないという問題があります。</p>   |
| 事務局<br>久保田 | <p>趣旨としては、今の県の対象事業は、土地改変等は一定の決められた用途だけを記載しています。スキー場やゴルフ場などです。今回のような大規模太陽光発電については用途として記載されていないので条例の対象となりません。他自治体では用途の定めのない土地造成や工作物の設置を対象としているところもあります。そのような自治体では条例改正をしなくとも太陽光発電を条例対象とすることが可能ですが。しかし、長野県ではそうではなく、その都度、条例改正で対応していくという状況です。長野県でも他自治体のように条例改正をしなくてもある程度対応できるようにした方が良いのではないかという考え方です。</p>   |
| 片谷委員長      | <p>土地の改変、建築物の設置については用途に拘わらずアセス対象とした方が良いのではないかということですね。それは法律上問題ないですよね。</p>   |
| 大井委員       | <p>現状だと、どこまで類推解釈、拡大解釈、適切な解釈ができるかというところで対応せざるを得ない状況を、他の自治体と同様にその難しさを解消したいということですね。それはそのように条例を改正すればできます。</p>  |
| 片谷委員長      | <p>大規模な土地の改変、工作物の設置が対象事業になるような規定を検討していただくということでお願いします。</p>  |

事務局  
仙 波

本日ご議論いただく内容は以上とします。  
全体を通して何かありますでしょうか。特に無いようですので、事務局から今後の予定について説明をお願いします。

今後のスケジュールについてですが、次回の専門委員会議は6月19日金曜日の10時15分から予定しています。場所は長野県庁西庁舎301号会議室です。開催通知は追って郵送いたしますので、よろしくお願ひいたします。本日は、事務局からの説明が長かった関係で御意見を十分いただけなかった部分もあろうかと思います。何か御意見がありましたら、早い段階でメール等でお寄せいただければと思います。また、本日の御発言に関して、確認させていただきたい事項がございましたら、そちらもメール等でやり取りさせていただければと思います。次回の委員会までにできるだけ本日の意見に沿った資料をまとめて、御提示したいと思いますので、御協力よろしくお願ひいたします。今後のスケジュールについては以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。本日、時間が十分でなかつたので発言しきれなかつたという点もお持ちの方もいらっしゃると思いますので、記録が残るという面でメールでお願いしたいということです。電話での口頭ですと漏れる恐れがありますので、追加意見、質問はメールでお願いいたします。特に期日は設けず、隨時ということでよろしいですか。ただし、次回の専門委員会議までに回答をいただきたいということであれば、今月中くらいを目安にお願いしたいと思います。

では、大幅に超過しまして申し訳ありませんでしたが、本日の会議はこれで終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

事務局  
寒河江

本日の会議は、これで終了させていただきます。ありがとうございました。